製錬事業者等における工場等において用いた資材その他の物に含まれる放射性物質の放射能濃度についての確認等に関する規則第　条第　項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。
１　電磁的記録媒体に記録された事項
２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類
備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　法令の条項については、当該申請の適用条文の条項を記載すること。
３　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
４　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
５　該当事項のない欄は、省略すること。
（核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則の一部改正）
第二十四条　核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二十年経済産業省令第二十三号）の一部を次のように改正する。
第三条第三項、第四条第三項、第四十一条第三項及び第四十二条第一項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
第四十九条第一号中「工業標準化法」を「産業標準化法」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
第六十条第一項第一号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。
第六十五条第三項、第六十七条第二項及び第六十九条第二項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
第七十三条第三項、第七十四条第三項、第七十六条第三項、第七十九条第三項、第八十条第三項、第八十三条第三項及び第八十五条第三項中「正本一通及び写し一通」を「正本及び写し各一通」に改める。
第九十四条中「電磁的方式」を「電磁的方法」に改める。
別記様式第一の前の「（別記）」を削る。
別記様式第一から別記様式第六までの様式中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
別記様式第一中「様式第１」を「別記様式第１」に改め、別記様式第二中「様式第２」を「別記様式第２」に改め、別記様式第三中「様式第３」を「別記様式第３」に改め、別記様式第四中「様式第４」を「別記様式第４」に改め、別記様式第五中「様式第５」を「別記様式第５」に改め、別記様式第六中「様式第６」を「別記様式第６」に改める。
（東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則の一部改正）
第二十五条　東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第二号）の一部を次のように改正する。
第十二条第七号中「講じる」を「講ずる」に改める。
第十六条第三号、第六号、第十一号及び第十二号中「障害防止」を「放射線障害防止」に改める。
別記様式中「別記様式」を「別記様式（第42条関係）」に、「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。
（実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則の一部改正）
第二十六条　実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。
第二十五条第二項第五号中「第二号から前号まで」を「前三号」に改める。
（実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則の一部改正）
第二十七条　実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第六号）の一部を次のように改正する。
第三十六条第三項第四号中「第一号から前号まで」を「前三号」に改める。
第四十一条第一項中「し易い」を「しやすい」に改める。
第七十九条を次のように改める。
（電磁的記録媒体による手続）
第七十九条　第三条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
第八十条から第八十二条までを削る。
別記様式を次のように改める。
別記様式（第79条関係）

電磁的記録媒体提出票

年　月　日

原子力規制委員会　殿

住　所
氏　名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）

実用発電用原子炉及びその附属施設の技術基準に関する規則第３条第２項の規定により提出すべき申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体を以下のとおり提出いたします。
本票に添付されている電磁的記録媒体に記録された事項は、事実に相違ありません。
１　電磁的記録媒体に記録された事項
２　電磁的記録媒体と併せて提出される書類
備考１　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。
２　「電磁的記録媒体に記録された事項」の欄には、電磁的記録媒体に記録されている事項を記載するとともに、２以上の電磁的記録媒体を提出するときは、電磁的記録媒体ごとに整理番号を付し、その番号ごとに記録されている事項を記載すること。
３　「電磁的記録媒体と併せて提出される書類」の欄には、本票に添付されている電磁的記録媒体に記録されている事項以外の事項を記載した書類を提出する場合にあっては、その書類名を記載すること。
４　該当事項のない欄は、省略すること。
（実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則の一部改正）
第二十八条　実用発電用原子炉に使用する燃料体の技術基準に関する規則（平成二十五年原子力規制委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。
第十五条を次のように改める。
（電磁的記録媒体による手続）
第十五条　第三条第二項の申請書の提出については、当該申請書の提出に代えて、当該申請書に記載すべきこととされている事項を記録した電磁的記録媒体（電磁的記録（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に係る記録媒体をいう。以下同じ。）及び別記様式の電磁的記録媒体提出票を提出することにより行うことができる。
第十六条から第十八条までを削る。